

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	庭園木引取事業			事業コード	0778
所属コード	092000	課等名	公園みどり課	係名	花と緑のまちづくり担当
課長名	及川直文	担当者名	美濃部計久	内線番号	7270
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	うるおいのある公園・街路樹の確保	コード	4
	基本事業	公共空間の緑化推進	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 8 款 4 項 6 目 花と緑のまちづくり事業（007-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 61 年度
根拠法令等 (H26)				

(2) 事務事業の概要

市民から申出を受け、やむを得ない事情により不要になった樹木等のうち、有効活用できるものを一定の要件のもとで、市が引取って公園等に移植し、緑の有効活用を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

市民の緑の財産を有効活用するため、昭和 61 年度から事業を開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

高齢化が進み、庭木を維持管理することが困難になってきていることや、庭の緑のスペースを駐車場などに改修するなどの事例があることから、今後も不要になる樹木等が出てくると考えられる。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- ・個人の処分予定の庭園木
- ・公共施設の緑地および庭園

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 引取り申し出樹木本数	本	61	52	107	50	84
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ・市民から庭園木引取りの申出を受付する。
- ・申出のあった庭園木の現地調査を行う。
- ・公園などで有効活用可能な庭園木のうち、移植時期や費用などの要件を満たすものを引取り、移植工事を行う。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 移植樹木本数	本	30	7	17	30	26
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

緑の財産を大切にし、有効活用する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 累計移植本数	■上げる □下げる □維持	本	1,358	1,365	1,382	1,412	1,408
B	□上げる □下げる □維持						
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	249	97	160	250	118
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	250	98	162	250	120
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	499	195	322	500	238
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	180	180	180	180	180
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	720	720	720	720	720
計	トータルコスト A+B	千円	1,219	915	1,042	1,220	958
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：市民等が所有する不要となった樹木が、公園等の公共空間に移植されることから、公共空間の緑化に結びついている。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：公園等の緑化のための樹木を低コストで入手でき、公共空間の緑化ができることから、市が行うべき事業として妥当である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：対象は現状で網羅されている。

④ 廃止・休止の影響

影響がある

その内容：やむを得ない事情により不要になった樹木の有効活用ができなくなってしまう。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地はない

その内容：市民の不要となる樹木を事前に把握することは困難であり、現在のように市民からの申し出を受け、対応するしかない状況にある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

・受益機会の適正化余地

公正・公平である。

理由：庭園木の引取りは、市民からの申し出により一定の引取り要件に合致する場合にのみ実施しており、公平である。

・費用負担の適正化余地

公正・公平である。

理由：公園等の公共空間の緑化のための樹木を無償で引き取るものであり、市が移設費用を負担するのは妥当である。

(4) 効率性評価

・事業費の削減余地

削減できない。

理由：引取り要件に合致する樹木について、現在の予算規模では全ての引き取りができていない状況にあり、事業費を削減する余地はない。

・人件費の削減余地

削減できない

理由：人件費は現地確認や工事の発注・監理のために必要最低限の経費としており、これ以上削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	都市基盤施設の維持・強化	コード	26
	小施策（推進項目）	都市緑化の推進	コード	4

(2) 改革改善の方向性

現在のように市民からの申し出を受け、対応するしかない状況にあり、改善の余地はない。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

予算の限界から、申し出に添えない状況があることから、事業費の確保が課題である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市予算や申出者の移植希望時期との不整合により申出に応じ切れていない事案もあるため、市の状況などを丁寧に市民に説明することも必要である。今後の方向性は現状維持とするものの、不要となった庭園木の有効利用のため可能な範囲でより多くの申出に対応できるよう工夫が必要である。